○総務省告示第三百八十二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十四年度地方債同意等基準を公表する件（平成二十四年総務省告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年十一月一日　　総務大臣　樽床　伸二

第二の二の一の(一)の(4)の④のアの(セ)の次に次のように加える。

(ソ)　特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）

○総務省告示第三百八十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十四年十一月一日　　総務大臣　樽床　伸二

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都立川市曙町３―18―55　(186.00) (2)　東京都稲城市大丸941　(68.00)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度39分27秒東経139度28分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　神奈川県横浜市都筑区中川１―２―３　(123.00) (2)　神奈川県川崎市麻生区細山字原尾1241―６　(163.10)	北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度36分01秒東経139度31分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度36分06秒東経139度31分23秒の地点と北緯35度36分14秒東経139度31分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度36分16秒東経139度31分11秒の地点と北緯35度37分05秒東経139度30分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　神奈川県横浜市戸塚区深谷町1937―１　(89.20) (2)　神奈川県横浜市泉区中田町3462―13　(98.10)	北緯35度23分42秒東経139度29分50秒の地点と北緯35度25分26秒東経139度30分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　神奈川県相模原市南区磯部字内野4705―１　(138.50) (2)　神奈川県座間市相模が丘１―22―22　(109.60)	北緯35度31分07秒東経139度23分22秒の地点と北緯35度31分05秒東経139度23分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　千葉県八千代市大和田新田775―２　(81.80) (2)　千葉県佐倉市井野1551―17　(53.70)	北緯35度44分08秒東経140度05分06秒の地点と北緯35度43分36秒東経140度06分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度43分33秒東経140度06分23秒の地点と北緯35度43分11秒東経140度07分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　千葉県四街道市小名木121―４　(78.40) (2)　千葉県四街道市長岡字鐘塚168　(65.40)	北緯35度39分22秒東経140度11分10秒の地点と北緯35度40分36秒東経140度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度40分41秒東経140度11分08秒の地点と北緯35度40分57秒東経140度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(81.50) (2)　茨城県水戸市笠原町978―６　(155.60)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度20分30秒東経140度26分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　群馬県前橋市下沖町138―２　(207.10) (2)　群馬県前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢2036　(1060.10)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度30分29秒東経139度11分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　東京都江戸川区瑞江２―46―３　(48.50) (2)　東京都江戸川区南小岩３―29―８　(32.40)	北緯35度41分49秒東経139度53分43秒の地点と北緯35度41分59秒東経139度53分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　東京都北区西が丘３―６―６　(101.80) (2)　東京都板橋区熊野町34―10　(76.00)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度44分35秒東経139度42分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　東京都足立区六町４―６―５　(53.00) (2)　東京都足立区西綾瀬２―７―１　(34.70)	北緯35度47分09秒東経139度49分23秒の地点と北緯35度46分34秒東経139度49分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　千葉県匝瑳市八日市場口156―１　(60.40) (2)　千葉県匝瑳市長谷字横川後563　(44.60)	北緯35度42分08秒東経140度33分17秒の地点と北緯35度40分29秒東経140度35分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　千葉県香取郡東庄町大字小座字京僧塚548―１　(94.30) (2)　千葉県香取市高萩字前野1249―１　(81.10)	北緯35度48分25秒東経140度39分54秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度39分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度48分25秒東経140度39分38秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度38分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度48分25秒東経140度38分54秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度34分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度48分25秒東経140度34分09秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度33分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度48分25秒東経140度33分42秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度33分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度48分25秒東経140度32分40秒の地点と北緯35度48分25秒東経140度32分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域